

# 門川町新庁舎建設基本構想

(素案)



門 川 町

平成 2 9 年 3 月

## 目 次

ページ

はじめに	1
1 新庁舎建設の必要性	2
2 新庁舎建設の基本的な考え方	4
3 庁舎の位置及び敷地	6
4 庁舎の規模等	6
5 建設費用及び財源等	7
6 事業者選定の考え方	8
7 事業スケジュール	9
8 おわりに	9

## 〇はじめに

現在の本庁舎は、昭和 43年に建設され建築後約50年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴い、庁舎の狭隘化や窓口の分散化が進み、老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっております。

特に、近年の東日本大震災、熊本地震では、多くの市町村庁舎が壊滅的な被害を受け、それが、まち全体の復旧・復興への大きな妨げとなるなど、防災拠点施設としての市町村庁舎の重要性が再認識されたところでもあります。門川町役場も平成 15年度に耐震補強工事等を施工しているものの、将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震における津波想定では、約2～5mの高さの津波浸水も想定されていることから、防災拠点施設としての機能が危惧されています。

これらのことから、平成 25年度に町職員を構成員とする「庁舎改築等内部検討プロジェクトチーム」を立ち上げ、現庁舎が抱える様々な問題をはじめ、防災拠点施設や住民の利便性等について検討するとともに、平成 27年度からは、「門川町公共施設等総合管理計画等策定委員会」において把握した本町が保有する公共施設全体の基礎データとあわせて調査・研究を行ってまいりました。その中で、「第5次 門川町長期総合計画」に基づき、事業の優先順位など「選択と集中」への取り組みを積極的に図り、基金の設立等財源の確保を十分に調査・研究するとともに、国や県等の制度活用を視野に入れ、効率的・計画的に実施できるよう同プロジェクトチームでの約3年にわたる検討を経て、平成 29年3月に「門川町新庁舎建設基本構想（素案）」を取り纏めております。

新庁舎建設財源等については、緊急防災・減災事業債の活用が最も有利であると結論づけており、この緊急防災・減災事業債の活用期限は平成 32年度までとなっております。今後は、本構想（素案）について、「門川町新庁舎建設町民審議会」にて、ご審議いただくとともに、町民アンケート調査、町民説明会などを通じまして、皆様方からのご意見、ご提言等をお聴きしながら、進めてまいり所存でありますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 1 新庁舎建設の必要性

現在の本庁舎は、敷地面積8,061.21㎡(現在の本庁舎の敷地)、延べ床面積3,939.8㎡(本館・西別館・南別館)で、昭和43年に建設され約50年が経過しており(※一部除く)、行政需要の多様化等に伴い、庁舎の狭隘化や窓口の分散化が進み、老朽化に伴う維持管理費の増大も課題となっております。特に、耐震性の面からは、平成15年度に耐震補強工事等を施工しているものの防災拠点施設としての機能が危惧されております。

このことから、現庁舎が抱える様々な問題を整理すると概ね次のとおりです。

### (1) 防災拠点施設としての重要性

平成23年3月に発生した東日本大震災で、多くの庁舎が壊滅的な被害を受けたことから、庁舎の耐震や行政・防災拠点としての機能を維持することの重要性を再認識し、庁内でプロジェクトチーム等を立ち上げ、本庁舎の整備計画等について検討を行ってきました。

そのような中、平成28年4月に発生した熊本地震でも市町村庁舎の壊滅的な被害により、各地から寄せられる救援物資の受け入れや住民への提供、罹災証明書の発行など、住民生活やまち全体の復旧・復興に大きな影響を与えました。

このように本庁舎は、災害発生時の対策本部としての機能はもとより、被災後の住民生活やまち全体の復旧・復興に欠かせない行政情報等の維持・確保といった重要な役割を担っています。

しかしながら、本町の庁舎は、建設から約50年が経過し、老朽化と併せ耐震性にも大きな課題を抱えています。平成14年度に実施した耐震診断においては、耐震性の脆弱性が指摘され、平成15年度には耐震補強工事を施工しており、「震度6強程度の地震動及び衝撃に対して倒壊、又は崩壊する危険性が低い」との診断結果が出ていましたが、耐震補強工事後、既に約14年が経過していますので、経年劣化により状況は更に悪化していると予想されます。

### (2) 町民の利便性と町民サービス上の課題

現在の本庁舎は、昭和43年建設され約50年が経過する中で、行政需要の多様化等に伴い、庁舎の狭隘化が進んでいます。

そのような課題に対応するため別館等の増改築・購入等を行ってきましたが、窓口が分散して分かり辛く、利用者の利便性など、町民サービス上の面からの新たな課題が発生しました。

また、住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも対応できる庁舎（オープンプロー化）とするとともに、個人情報保護等セキュリティ面を配慮したICT化等への対応も課題の一つです。

更に、高齢者や障がいのある方に配慮したバリアフリー対策が十分とはいえないため、車いすや介添えが必要な方の通行等に支障が出ています。

### (3) 設備の老朽化と環境対策

庁舎の老朽化に伴い、冷暖房・給排水等設備の維持、雨漏り対策及び照度の確保に限界があり、経済効率性に欠け、維持修繕費が年々増加する等の問題を抱えています。

また、環境への配慮は、自治体としても率先して取り組むべき事項であり、省エネルギー・省資源に配慮した環境にやさしい庁舎等への取り組みも課題となっております。これらの取り組みは、環境への効果だけでなく、庁舎の維持管理費を低減し、財政的な負担を抑えることにもつながります。

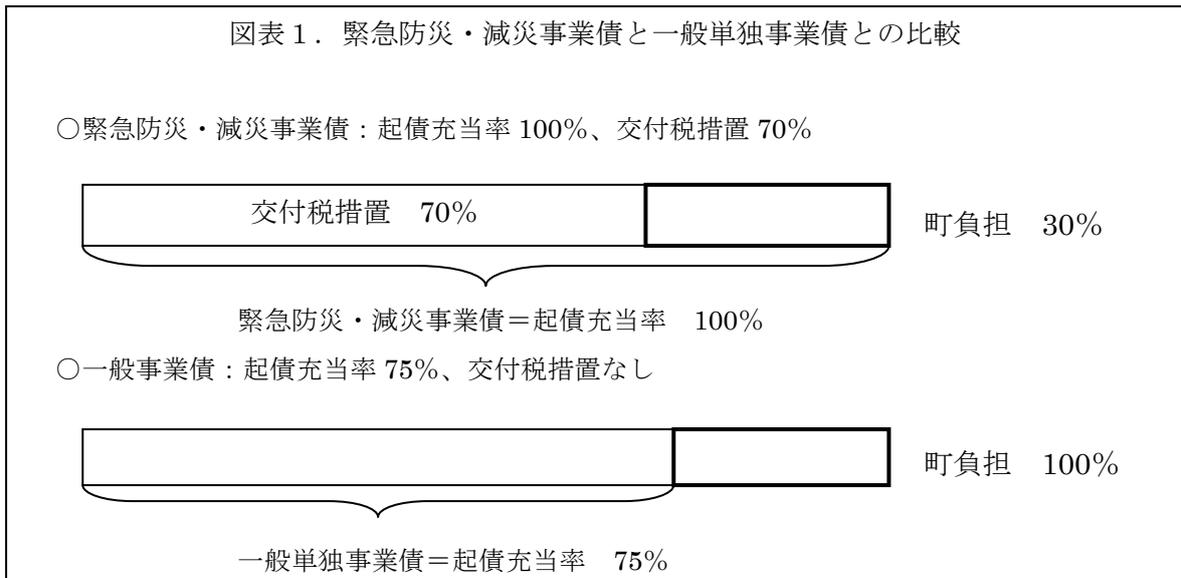
### (4) 財政的なタイミング

庁舎の整備に対する国・県からの助成は無いため、新庁舎建設の事業費は、町の貯金である基金の取り崩しと、町の借金である町債で賄わなければなりません。

庁舎整備の財源として想定されるのが、緊急防災・減災事業債です。当事業債は、津波浸水想定区域にあり、地域防災計画上、津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公用施設の移転が条件の町債（借金）で、後年度に返済する元金と利子の70%が国から地方交付税として措置される有利な町債（借金）です。

図表1に示すとおり、緊急防災・減災事業債を活用した場合と、通常の一般単独事業債（充当率70%、交付税措置なし）を活用した場合では町の実質的な負担額に大きな差が生じます。当事業債の活用できる期間は、平成28年度までとなっていました。平成28年12月に示された「地方財政計画」により、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年まで、4年間延長され、活用が可能となりました。（県内の多くの自治体は、合併特例債（充当率95%、交付税措置70%）を活用しています。） 厳しい財政状況の中、庁舎建設に係る事業費の全てを町の財源だけで賄うことは困難であり、財政的なタイミングからみても緊急防災・減災事業債が活用できる期間内に事業を完了することが望ましいと言えます。

図表 1. 緊急防災・減災事業債と一般単独事業債との比較



以上のような様々な問題を克服することが町民の重要な共通財産である新庁舎建設の必要性ですが、特に耐震性等の問題については、先般の東日本大震災、直近の熊本地震、さらに将来発生が予想されている南海トラフ巨大地震等を考えると早急な対応が必要であり、一刻の猶予もない状況です。

## 2 新庁舎建設の基本的な考え方

庁舎建設は、施設建設の観点のみならず、町民と行政の協働など町民・議会・行政の関係のあり方、さらには市街地の形成など将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。したがって、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。そこで、町政の根幹となる第5次門川町長期総合計画等の諸構想・計画を踏まえて、新庁舎建設の基本的考え方を以下のように設定しました。

今後、本構想（素案）を基に、町民の意向などを聴取しながら基本的考え方についても検討をしていきます。

### (1) ユニバーサルデザインに配慮した庁舎

これからの庁舎は、申請・相談等の行政手続きの場に限らず、まちづくりの中心施設として、さらに、町民の町政参画を促進する情報の発信・提供の場の観点も重要であり、町民と行政のコミュニケーションが円滑に図られるよう配慮し、町民に開かれた町民のための庁舎とします。

また、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン（障がいのある方、高齢者等

の区分なしにすべての人にとって使いやすいようにデザインされたもの)に配慮した庁舎づくりを行います。

## (2) 行政経営の効率化につながる庁舎

来庁者にとって、誰もがわかりやすく利用しやすい施設であるとともに、職員にとっては、仕事への意欲と創造力が高められ、かつ効率的に事務が遂行できる職場環境である必要があります。

そのため、住民サービスの向上を含め将来の行政需要の増大等に対して、組織の変更等にも柔軟に対応できる庁舎(オープンフロア化)とするとともに、個人情報保護等セキュリティ面を配慮したICT化等への対応も重視した庁舎とします。

## (3) 町民の安全を守る防災拠点としての庁舎

本庁舎は、大規模災害の発生時には災害対策本部として救助や復旧等に向けた指揮、情報の収集・伝達等防災活動の中核としての機能を担うこととなります。そのため、免震構造などの高度な耐震性能、防火性能を備え、防災・災害復旧拠点施設として、町民の安全・安心を守る役割を十分果たせる庁舎とします。

## (4) 議会活動を推進する場

議会活動のあり方は、これまで以上に政策形成の場としても重要であり、町民に開かれ、円滑にその活動が実施できるよう次の点などに配慮した施設を検討します。

- ・議決機関としての独自性を確保できる施設
- ・審議・調査等が円滑に行える施設
- ・本会議や委員会等が容易に傍聴できる施設

## (5) 無駄を省いた経済的な庁舎

財政状況が厳しさを増す中、自主財源の乏しい財政基盤における庁舎建設は、慎重な財政計画のもとで、少しでも有利な財源を活用し、建設等のコストを十分認識しながら進めていく必要があります。

したがって、華美な要素を極力抑制し、組織改編等に対するフレキシビリティ(用途、間仕切り、内装において可変性を持たせ柔軟に対応すること)、機能性、効率性を重視するとともに、長期的な維持管理費の低減、省エネルギー対策、地球環境に配慮した庁舎とします。

### 3 庁舎の位置及び敷地

#### (1) 位置

庁舎の位置の決定は、本町のまちづくりを考えるうえで非常に重要な施設であり、災害時には災害活動の中核管理機能を果たす防災拠点施設としての重要な役割を担う必要性があることから、その位置については慎重な検討が必要となります。また、地方自治法第4条にその位置について「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とされています。

したがって、新庁舎の位置については、町民アンケート調査結果や町民代表などから構成する「門川町新庁舎建設町民審議会」などでのご意見を参考に、総合的に検討し選定します。

### 4 庁舎の規模等

#### (1) 規模算定の前提

今回の構想では、庁舎の規模を想定するにあたり、総務省「平成28年度 地方債同意等基準運用要綱」に基づき、算出するものとします。

なお、新庁舎の規模等については、ほかに妥当性のある基準がありませんので、想定する目安として採用することとします。

区 分	人 数
入居職員数	144人

※入居職員数は、地方公共団体定員管理調査（第1表～第3表）の対象となっている職員数（公営企業会計に属する職員数は除く）である。

#### (2) 規模

区 分	面 積
庁 舎	約5,000㎡

※面 積

入居職員数 × 職員一人当たり面積（35.3㎡）

144 人 × 35.3 ㎡ = 5,083.2㎡

### (3) 駐車場等

駐車場等については、健康診断時など、来庁者が集中する時期や時間帯に駐車スペースが不足しています。

今後、来庁者の自動車や自転車等の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数を想定した上で、限られた区域を有効に活用し必要なスペースを確保できるよう検討を行います。

## 5 建設費用及び財源等

新庁舎を建設するに当たって必要となる費用と財源については、次のように想定しています。なお、建設費は概算であり、基本計画・基本設計・実施設計等で詳細を決定するため変動します。

### (1) 建設費用（概算）

新庁舎の建設に要する経費については、約 23億8千万円と想定しています。

この金額は、近年新庁舎建設が進められている他市町村の事例を参考に免震構造を前提に概算で算出したものであり、財政事情を考慮し、可能な限り節減に努めていきます。

区 分	概算事業費（千円）
新庁舎建設本体工事等	2,380,000
附帯工事等	473,000
委託料等	147,000
計	3,000,000

※上記には、什器備品類の購入費、電話・LAN等移設費、移転費・交通網基盤整備等は含まれていません。

## (2) 財源

新庁舎建設事業の財源は、主に緊急防災・減災事業債と基金の活用を予定しています。

一般的に庁舎建設については、国や県の補助金がないため、建設のための基金や起債事業で賄っていますが、この場合交付税措置はありません。しかしながら、緊急防災・減災事業債は、津波浸水想定区域にあり地域防災計画上津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公用施設の移転が条件の町債（借金）で、対象事業費の100%に財源として充てることができるうえ、後年度に返済する元金と利子の70%が国から地方交付税として措置されます。

なお、緊急防災・減災事業債といえども後年度に負担を伴うこととなりますので、より一層の行政改革推進を図り、できるだけ財政に負担をかけないように努力していく必要があります。

## 6 事業者選定の考え方

新庁舎の建設は、本町のまちづくりを考えるうえで非常に重要な大事業であることはもとより、町民をはじめ町の外部からも特に注目されていることを踏まえ、事業者の選定については、公平性、透明性、客観性が確保される最善の方法をとらなければならないと考えております。

新庁舎建設の基本計画の策定、設計や施工等に当たっての事業者の選定については、公平な審査基準に従い選定過程の透明性を図ります。特に、基本計画・基本設計・実施設計についてはその連動性に特に配慮し、相互が一体となって効率的に機能し相乗的な効果が発揮できるよう、豊富な経験、高度な技術力、最適な創造力などを持つ事業者を採用できる手法を検討します。なお、新庁舎建設に伴う地元経済への波及効果を推進する方策についても、事業者選定手法の検討の中で考慮することとします。

## 7 事業スケジュール

建設スケジュールについては、緊急防災・減災事業債の活用を前提に平成32年度の建設工事完了を目指します。

項目	平成29年度												平成30年度												平成31年度												平成32年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
計画	基本構想策定						基本計画策定																																									
測量・調査・設計													地質調査						建設基本設計・実施設計						建築確認申請																							
																									建築工事監理委託																							
建設工事																									建築本体工事（建築・電気・設備）												附帯工事等											
オフィス環境整備計画																									オフィス環境整備計画																							

## 8 おわりに

新庁舎建設基本構想（素案）については、町職員を構成員とする「庁舎改築等内部検討プロジェクトチーム」等にて検討した内容をはじめ「門川町公共施設等総合管理計画策定」に係る町民アンケート回答で町民の皆様からいただいたご意見等に基づき、素案として纏めたものになります。

新庁舎建設基本構想策定につきましては、今後とも、町民の皆様方からのご意見、ご提言等をお聴きしながら進めてまいり所存であるとともに、庁舎建設に対する町民の皆様との更なる合意形成に努めてまいります。

門川町新庁舎建設基本構想（素案）

平成29年3月

発行 宮崎県門川町

編集 門川町財政課

〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1丁目1番地

TEL 0982-63-1140 FAX 0982-63-1356